

# 第1章 総論



## 第1節 計画策定の基本的事項



## 1.1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28（2016）年9月 環境省）では、一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね5年ごとに計画を改定するものとされています。

平成 29（2017）年 2 月に策定した船橋市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）は、策定から 5 年が経過し、環境問題を取り巻く状況が変化していることから、食品ロスの削減やプラスチックの排出抑制、SDGs といった国内外の動向や、第 10 次千葉県廃棄物処理計画を踏まえ、新たな計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、先進国と開発途上国を問わず一丸となって取り組む普遍的なものであり、地球上の誰一人取り残さないことを掲げています。

17のゴールは、「貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ」「エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ」「地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダ」といった世界が直面する課題を網羅的に示しています。

廃棄物との関わりが特に深いゴールとしては、「12 つくる責任つかう責任」が挙げられ、廃棄物処理施設による発電に関しては「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、環境負荷が少ない処理処分に関しては「11 住み続けられるまちづくりを」や「13 気候変動に具体的な対策を」、プラスチック問題に関しては「14 海の豊かさを守ろう」、生活排水の処理に関しては「6 安全な水とトイレを世界中に」等も大きく関係しています。

各ゴールは相互に関係しており、1つのゴールを目指すのではなく、全体を俯瞰する視点を持ち、取り組みを進めることが求められています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsにおける17のゴール

## 1.2 計画の位置づけ

### 1.2.1 各種法体系の整理

本計画の策定に係る、循環型社会の構築に向けた法体系は以下のとおりです（図1-1）。  
関連計画、法規の主な改定の概要は次のページに示すとおりです。

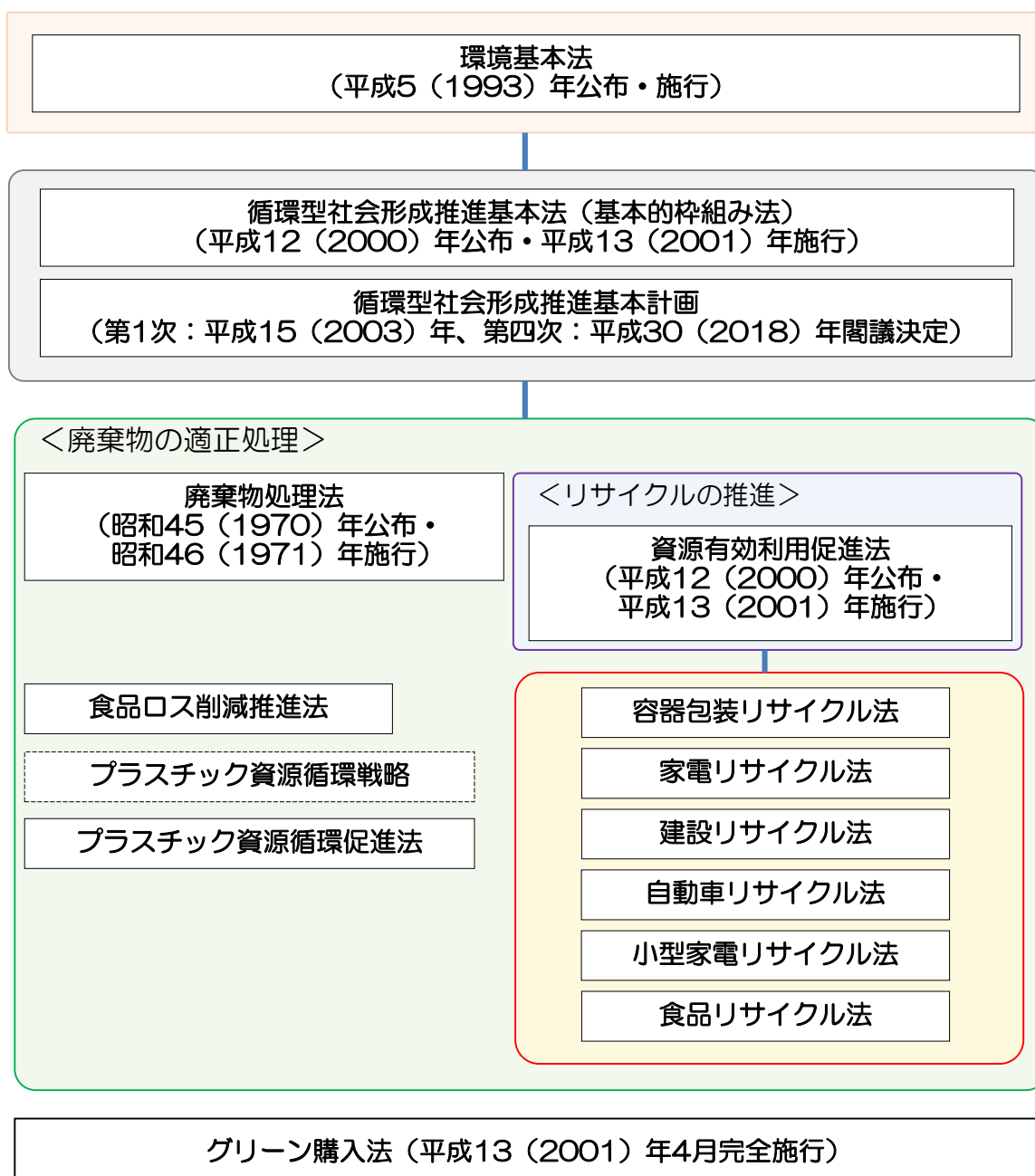


図1-1 各種法体系の整理

## 関連計画、法規の主な改定の概要

### 環境基本法

- 平成5（1993）年の施行以降、環境基準の項目や測定方法など逐次改正を実施

### 環境基本計画

平成30（2018）年4月 第五次環境基本計画閣議決定

- 環境・経済・社会の統合的向上を目指す
- 分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）

### 循環型社会形成推進基本計画

平成30（2018）年6月 第四次循環型社会形成推進基本計画策定

- 資源生産性及び循環利用率の向上
- 最終処分量の削減
- 経済的・社会的側面に視野を拡大した地域活性化や食品ロス量の削減
- プラスチックごみ対策
- 高齢化社会及び災害時に対応した廃棄物処理体制の構築

### 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

令和元（2019）年10月施行

- 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を総合的に推進
- 食品ロスの削減に関して国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割等を明確化
- 市町村の食品ロス削減推進計画策定の努力義務を規定
- 国民、事業者に対して、求められる役割と行動を明記

### 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

令和元（2019）年7月 新たな基本方針の策定と政省令・告示の改正

- 事業系食品ロス量削減目標が新たに設定

### プラスチック資源循環戦略

令和元（2019）年5月策定

- リデュース等の徹底
- 令和12（2030）年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出削減

令和元（2019）年12月

- 「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」を公表

令和2（2020）年7月

- レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を実施

### プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）

令和3（2021）年6月公布

- プラスチック資源循環の基本方針を策定
- 環境配慮設計指針の策定
- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者等）が取り組むべき判断基準を策定
- 市区町村の分別収集・再商品化、製造・販売事業者等による自主回収、排出事業者の排出抑制・再資源化の促進



## 1.2.2 船橋市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、各種リサイクル関連法に基づく本市における一般廃棄物処理の基本方針を示しており、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画と位置付けられています。また、本計画に食品ロスの削減の推進に関する法律第13条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を内包することとします。

なお、各種法律や国の計画・方針を踏まえるとともに、本市の上位計画（船橋市総合計画、船橋市環境基本計画）との整合を図るものとします。（図1-2）。

「循環型社会形成推進基本計画」及び「千葉県廃棄物処理計画」の概要は次のページに示すとおりです。

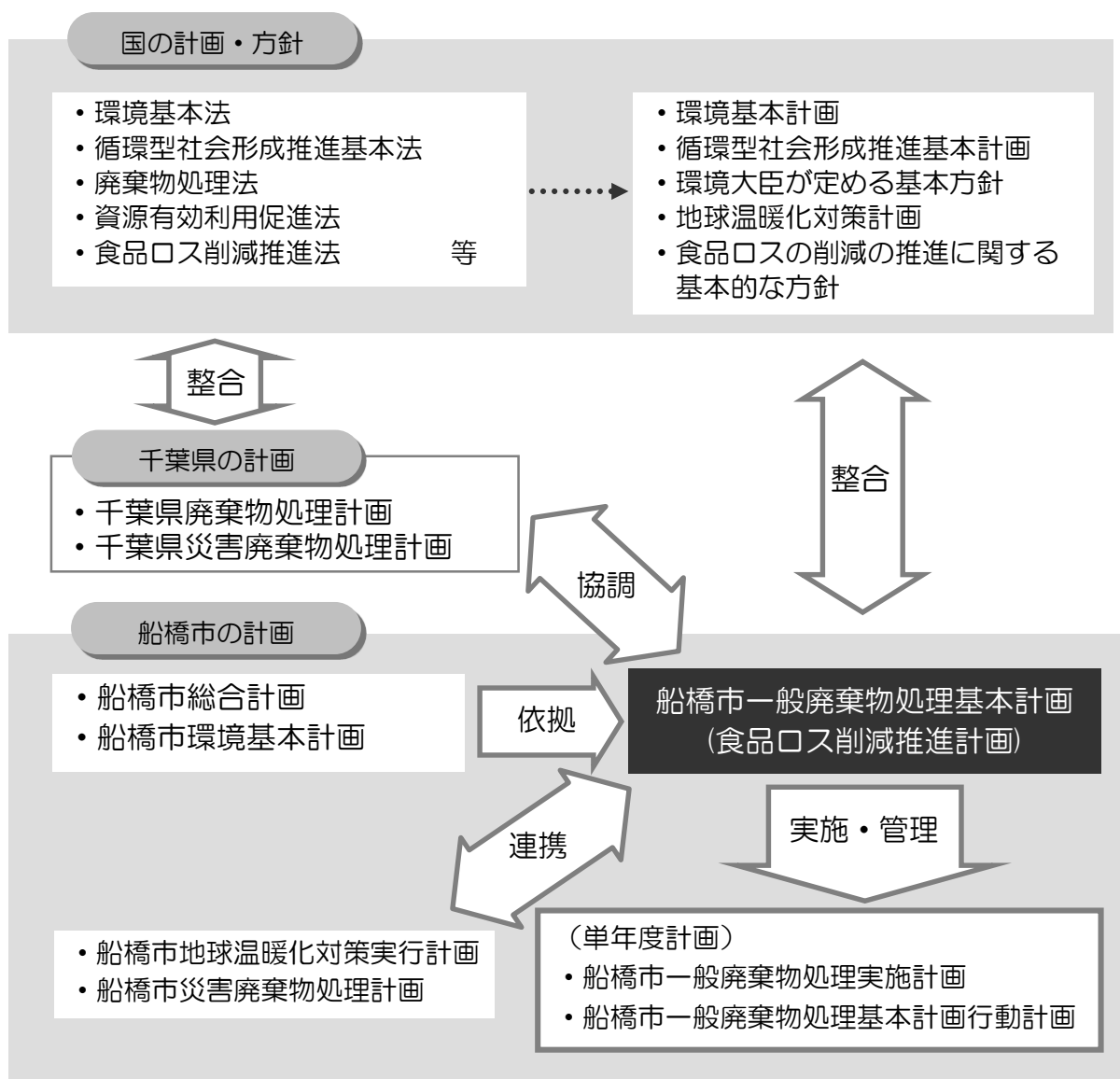


図1-2 本計画の位置づけ

## 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30（2018）年6月）の概要

### <重要な方向性>

- ・地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生
- ・災害廃棄物処理体制の構築
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

### <目標値>

指標（目標）	数値目標	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日	令和7（2025）年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人/日	令和7（2025）年度
家庭系食品ロス量	平成12（2000） 年度比半減	令和12（2030）年度

### <持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み>

- ・地域循環共生圏の形成
- ・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- ・家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- ・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- ・未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 等

## 第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3（2021）年3月）の概要

### <計画策定の趣旨>

県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示す

### <計画期間>

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

### <計画目標（一般廃棄物）>

区分	基準年度 （平成30（2018）年度）	目標年度 （令和7（2025）年度）
排出量	206万t	183万t以下
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量	507g/人・日	440g/人・日以下
出口側の循環利用率	22.4%	30%以上
最終処分量	14.3万t	12万t以下

### <展開する施策>

- ・3Rの推進・適正処理の推進・適正処理体制の整備 ・万全な災害廃棄物処理体制の構築

### <新たな取り組み>

- ・「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」の展開
- ・食品ロスの削減をテーマとしたリーフレット作成 等

## 1.3 計画の策定体制とその流れ

本計画の策定にあたっては、船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会において、前計画の進捗状況の確認や新たな計画の内容の検討を行い、国及び県の動向、近隣市や中核市の状況から見た本市のあるべき姿、市民アンケート調査結果等を踏まえた素案をもとに、船橋市廃棄物減量等推進審議会による答申を受け、パブリックコメントを実施し、作成しました（図1-3）。

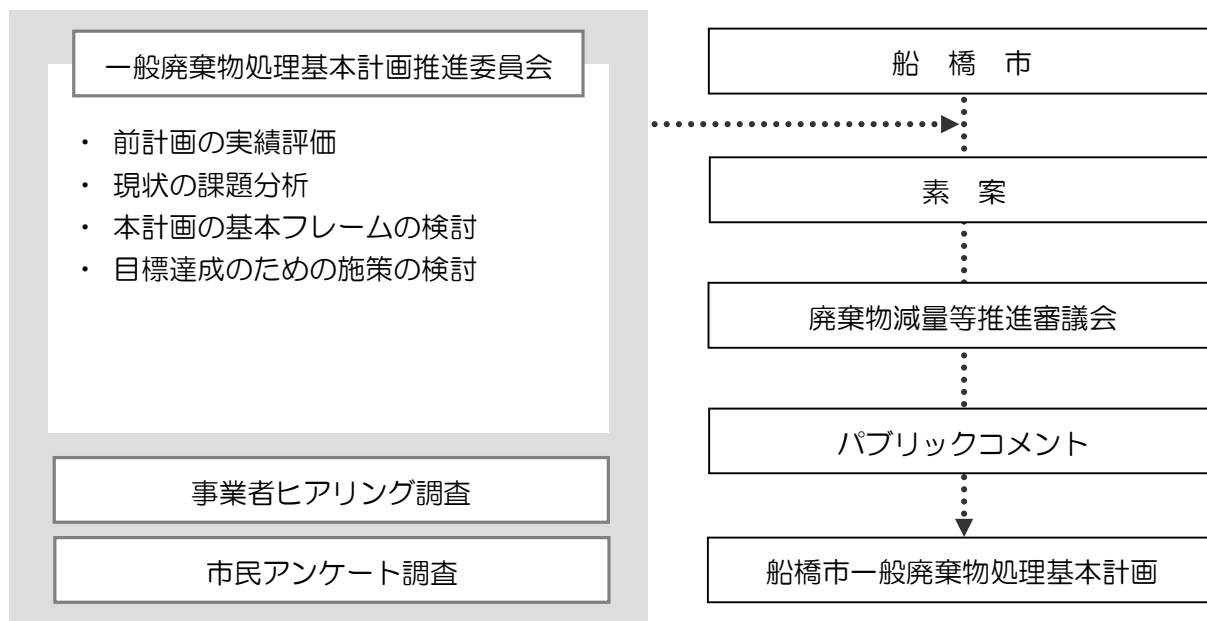


図1-3 船橋市一般廃棄物処理基本計画の策定体制とそのフロー

## 1.4 計画の期間及び進捗管理

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度を初年度とした令和13（2031）年度までの10年間で、令和8（2026）年度を中間目標年度とし、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合には適宜見直しを行います。

また、本計画で設定した数値目標の達成状況や施策の進捗状況等については、次回の計画見直しまで、一般廃棄物処理基本計画推進委員会と市の間で、毎年度、確認を行うものとします（図1-4、図1-5）。

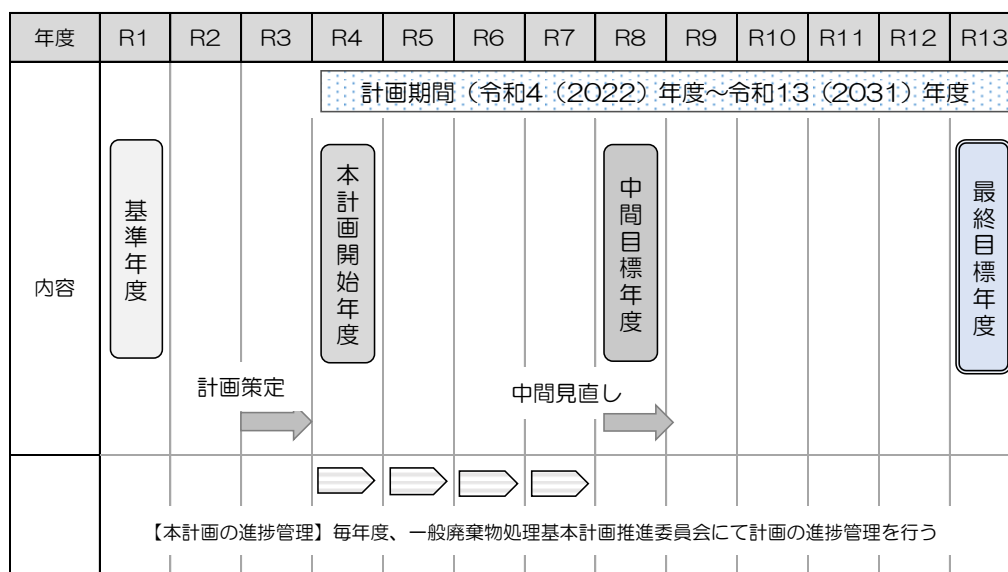


図 1-4 計画の期間

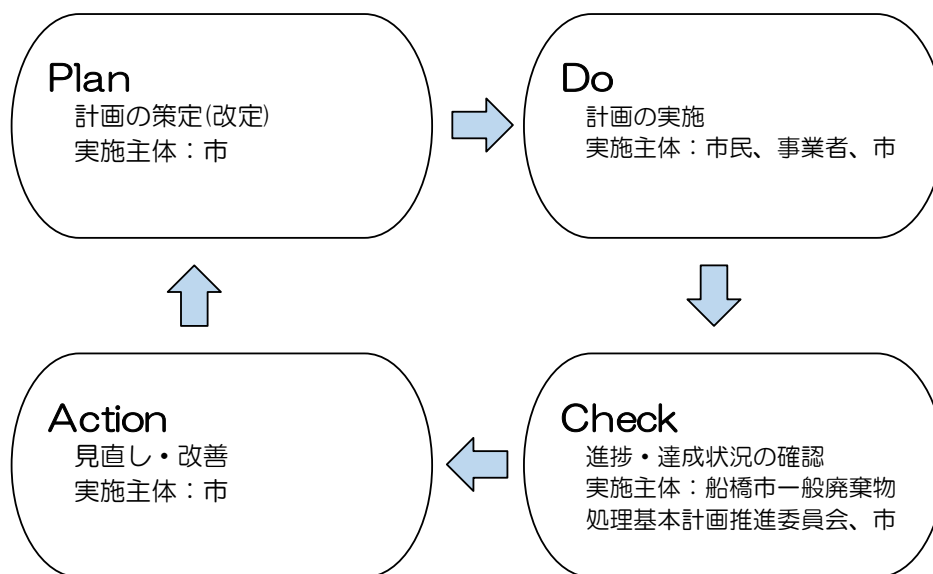


図 1-5 進捗管理の流れ